

令和4年2月15日（火）

文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会 説明資料

資料 1 - 1



ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 地域共生社会と重層的支援体制整備事業

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

## 日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

### 〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化  
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

### 〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

# 「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい。

⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える  
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

⇒ 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく

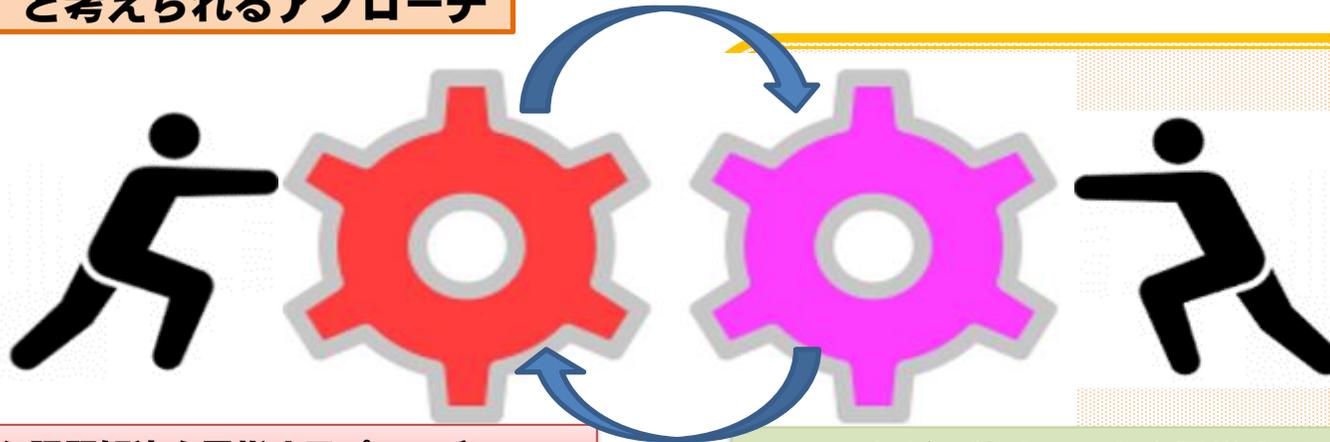
- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、暮らし続けたいと思える地域を自ら生み出していく

# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」**(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」**(閣議決定)に**地域共生社会の実現が盛り込まれる**
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ  
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)**を提出  
**「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)**を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 **社会福祉法改正案の可決・成立** → 6月 **改正社会福祉法の公布**  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発  
出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 **地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)**設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 **社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)**を提出
- 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

## 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



### 具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

### つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

### 共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

# 伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

- 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
  - ・ 「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」(専門職による伴走型支援)と、
  - ・ 「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

## 伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援  
(※)自律...個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



## 地域住民の気かけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

## セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
  - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
  - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

# 社会参加に向けた支援の必要性

～「地域共生社会推進検討会最終取りまとめ」より～

## 課題が複合化・複雑化してしまう背景

課題の複合化・複雑化の背景には、社会的孤立など関係性の貧困があり、それが本人の自己肯定感や自己有用感の低下につながっていることが多い。

## 多様な社会参加に向けた支援の必要性

自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、**本人・世帯が、他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点をどのように確保するかが重要**である。

**多様な社会参加に向けた支援の機能を確保**することが求められている。

### 【多様な社会参加に向けた支援】

#### 既存制度の支援と連携

介護、障害、子ども、生活困窮など属性の特徴に対応した支援

#### 新たな参加支援の機能

単一の属性の支援では対応できない事例や、社会とのつながりの希薄化が長期化し、丁寧な支援が必要な場合など、個別性が高まった事例などに対し、既存の社会資源と狭間のニーズを持つ者との間を取りもつ支援

## 課題の複合化・複雑化の背景



## 自分に合った社会参加に向けた支援



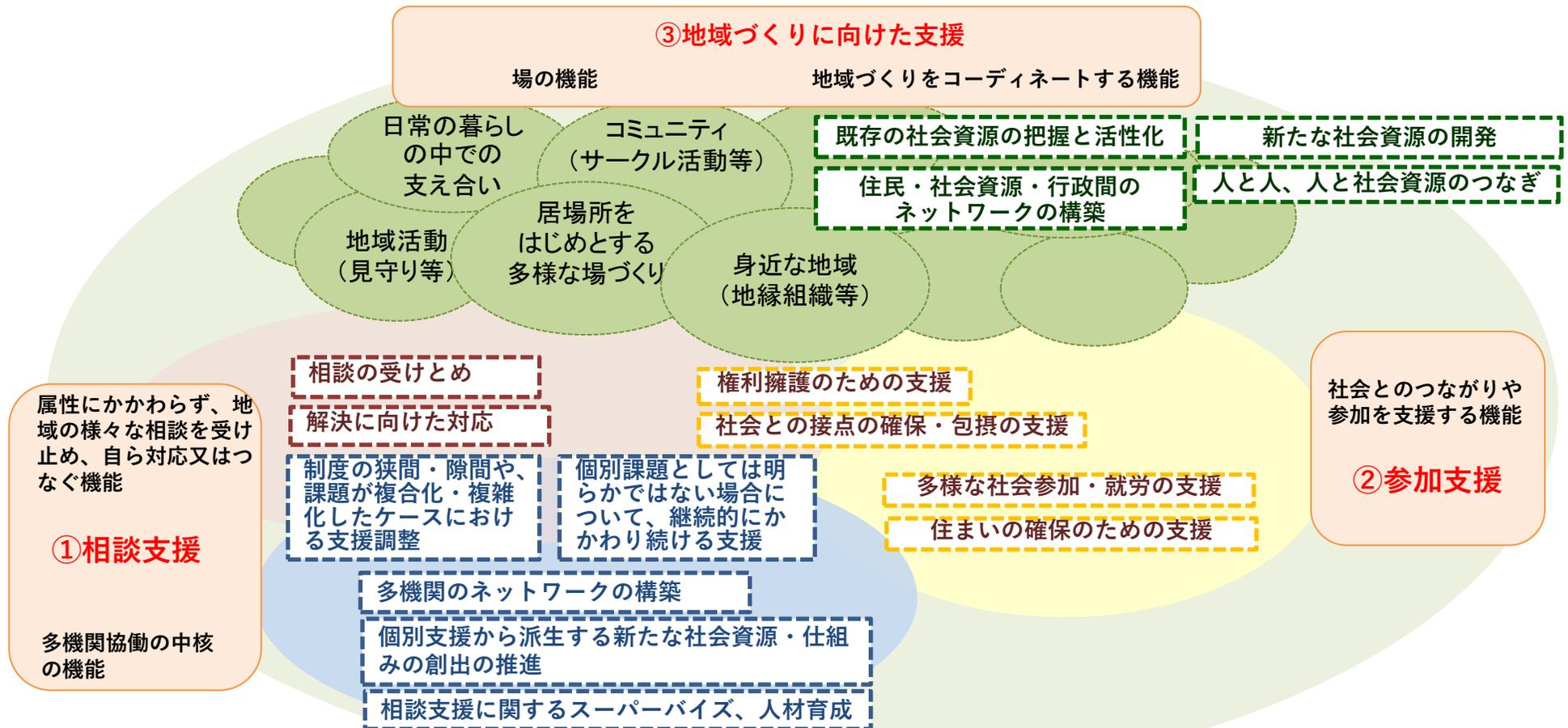
## 生きる力の回復

# 複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



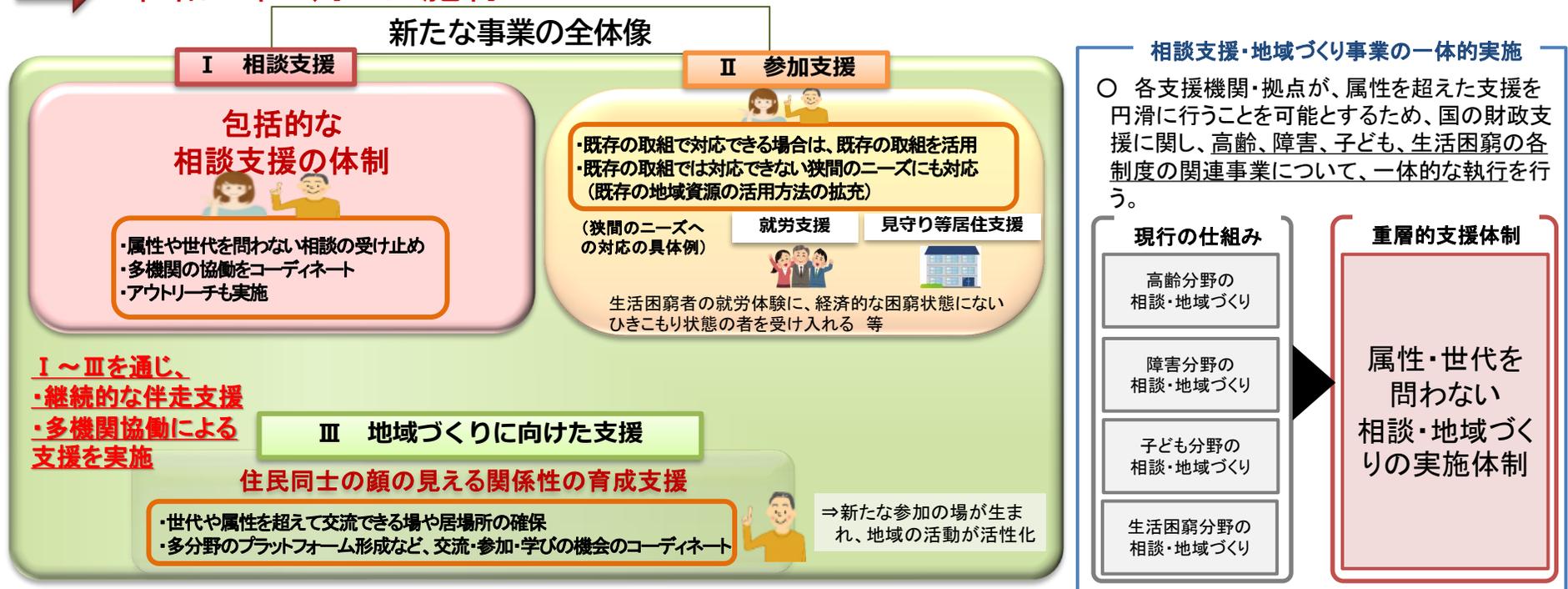
# 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など))
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について**一体的に執行**できるよう、**交付金を交付**する。

令和3年4月1日施行



# 重層的支援体制整備事業とは（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

# 参加支援事業について（実施イメージ）

参加支援事業は、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、

- ・利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行う
- ・マッチングしたのち、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができているかフォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行う

ことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

## 包括的相談支援事業

- ・相談の受けとめ
- ・多機関協働事業へのつなぎ

## 多機関協働事業

- ・関係機関等の役割分担
- ・支援プランの協議・策定

全体の支援体制  
のモニタリング

終結

本人の課題が整理され、支援の見通しがついたところ

## 【重層的支援会議】

## 参加支援事業

### ①個別ニーズの把握・資源開拓

本人が抱える課題、本人の  
ニーズ・希望や目標等の把握

個別のニーズに応じて地域の  
社会資源の開発・働きかけ

### ②本人と社会資源のマッチング

活動内容や条件等の調整

支援内容や環境整備等の調整

### ③参加支援活動中のフォローアップ

本人の状態や活動状況の  
確認・助言等

本人との関わり方等の悩みや  
活動の課題把握

終結

本人の状況に応じた社会参加やつながりについて継続の見通しがついたところ

## 地域づくり支援

- ・社会資源の発見、活用
- ・民間団体等の地域活動への参画

地域の  
社会資源

支援  
対象者

# 地域づくりに向けた事業の考え方

## 【基本的な考え方】

地域づくりに向けた事業は、既存の地域づくり関係の事業（※）の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的として、**主に以下の2点**を内容とする。

- ・地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、**世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。**（多様な「場」づくり）
- ・地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。  
（つなぎ・コーディネート役割）

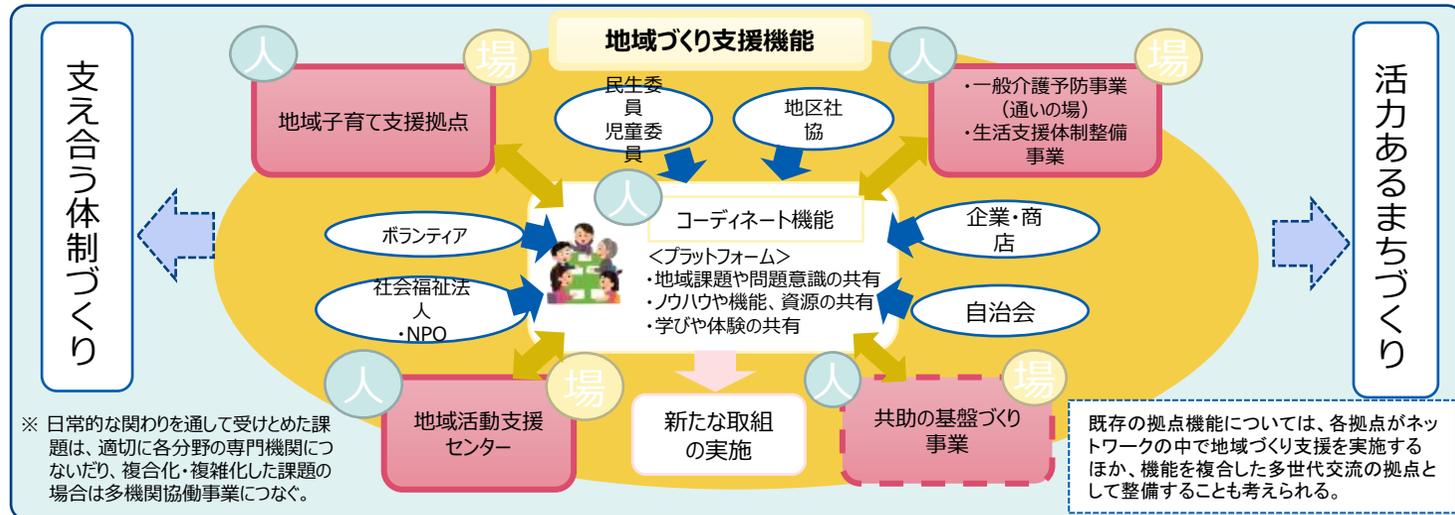
□ また、各地の事例では、福祉分野を超えた、幅広い関係者が出会い、学びあう“プラットフォーム”が形成されることで、地域資源の新たな活用策や地域課題の解決策が生まれる場ができ、地域活動の発展や地域社会の持続を支えることに繋がっている様子が見られている。

この“プラットフォーム”が生まれやすく、維持しやすい環境整備や支援策を講じることも求められる。

（※）【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業  
【障害】地域活動支援センター事業【子ども】地域子育て支援拠点事業【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

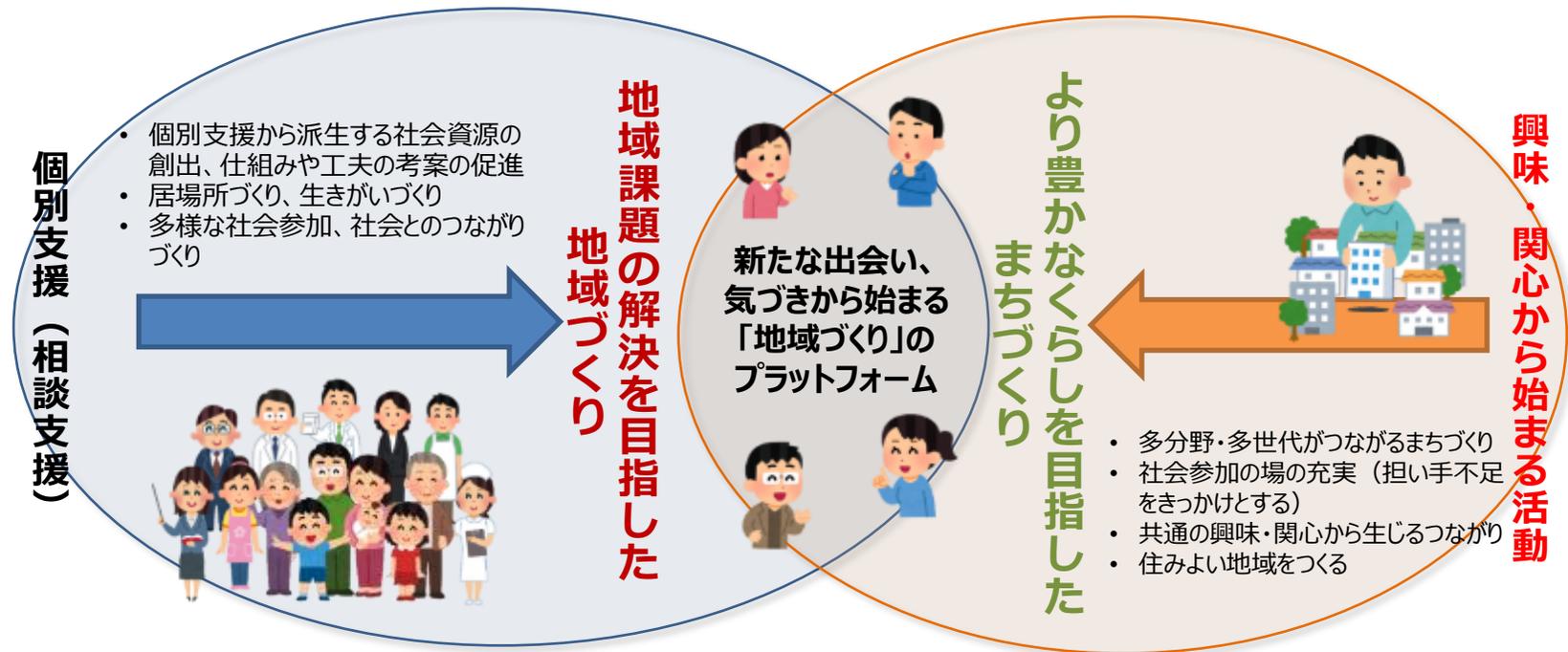
## 【支援対象者】

□ その地域が居住地であるか否かにかかわらず、**地域住民をはじめとする地域や暮らしを構成する個人や民間企業等を含む関係者全てが対象者**



# プラットフォームの展開のイメージ

- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



# 地域の居場所の中での中間的就労を通じた社会参加の推進(北海道鷹栖町)

## 自治体概要※

人口 6,724人  
面積 139.42km<sup>2</sup>  
小学校数\* 2  
中学校数\* 1

※2021年8月31日現在 \* 町立のみ

- 地域における住民同士の「**助け合い・支え合い**」を進める「**お互い様づくり行動計画**」を策定。誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進。地域における現状や課題、解決策を明示し、**地域共生社会の実現を目指す**。
- 特に、コミュニティカフェや農園など、誰もが気軽に立ち寄り、参加できる**地域の居場所の中での中間的就労**を通じて、働いても長続きしない等の**働くことに困り感を抱えている方の社会参加を支援**する事業を展開。

## 重層的支援体制整備事業

### ◎相談窓口の体制整備・強化

- ワンストップの相談窓口として、**生活福祉相談センター**を開設。行政と社会福祉協議会による専門職を配置。
  - ケース共有会議を定期的に開催し、情報共有を図りながら連携。
- ※**包括的相談支援事業**として実施。



### ◎見守り活動の体制強化

- 高齢者、障がい者、要介護者などの情報をまとめた「**要介護者台帳**」を整備。
- 民生委員やサポーターによる個別訪問**を実施、必要に応じて相談センターへ繋げている。※**アウトリーチ継続的支援事業**として実施

### ◎居場所づくり

- 自宅型サロン(12箇所)と拠点型サロン(3箇所)が設立。
  - 地域住民が気軽に集まる場としてはもちろん、小学生の学習支援なども実施。
  - 長期的にひきこもり状態が続いていたり、就労しても続かないなど、**一般就労は可能ではあるが継続した支援が必要な方**に対して、中間的就労を目的とした「**働きかけ応援事業**」を展開。
- ※**参加支援事業、地域づくり事業**として実施

### 働きかけ応援事業の作業例



カフェ運営  
(調理・配膳・接客)



畑作業  
(作付け・収穫など)

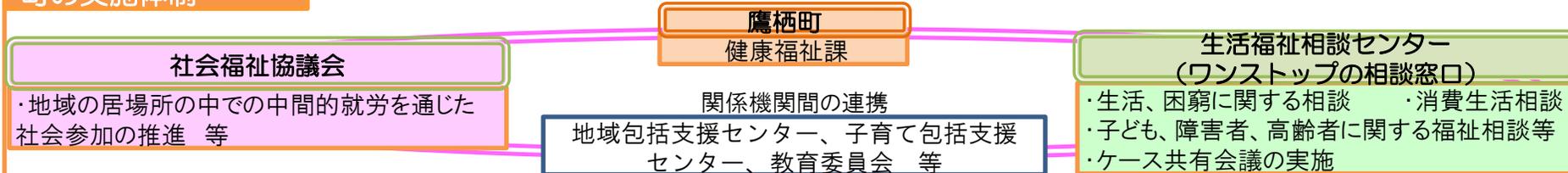


事務作業  
(宛名貼り・封詰め)



消毒作業  
(新型コロナウイルス対策)

## 町の実施体制



# ～重層的支援体制整備事業の活用事例～

## 包括的相談支援体制とひきこもり支援の連携（令和3年度 東京都世田谷区）

### 自治体概要

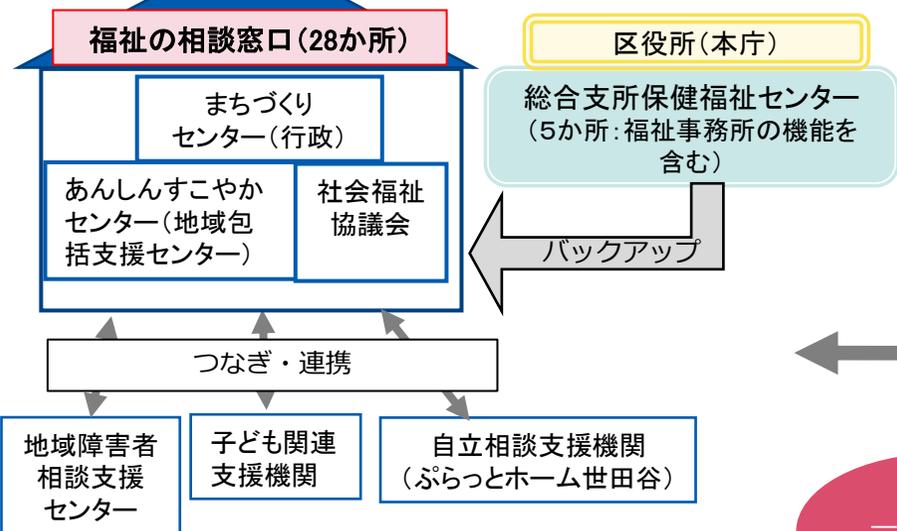
人口 920,000 人  
 面積 58.05 km<sup>2</sup>  
 ※人口1人あたり面積 0.006 km<sup>2</sup>  
 小学校数 \*61  
 中学校数 \*29  
 (\*区立のみ)  
 本事例の活動領域  
 ・自治体全体



地域活動を支援するまちづくりセンター（行政）と、地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンター、地域資源開発を担う社会福祉協議会の三者の一体整備により、三者が連携して身近な地区での福祉の相談と参加と協働による地域づくりを実施。三者が相談を受け止め、必要に応じて総合支所や本庁、関係機関と連携して対応。重層事業の新たな機能（多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援）は、まずはひきこもり支援を中心に活用しつつ、取り組み状況や課題等を整理しながら生きづらさを抱えた人へ広く支援を展開していく。

### 包括的相談支援事業

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。複雑化・複合化した課題には適切に多機関協働事業につなぐ。



### 地域づくり事業

はつらつ介護予防講座、生活支援コーディネーター、地域活動支援センター、子育てステーション、おでかけひろば、フードパントリー 等  
 （一般介護予防事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業、共助の基盤づくり事業に該当する事業）

### 多機関協働

精神保健福祉士の配置等

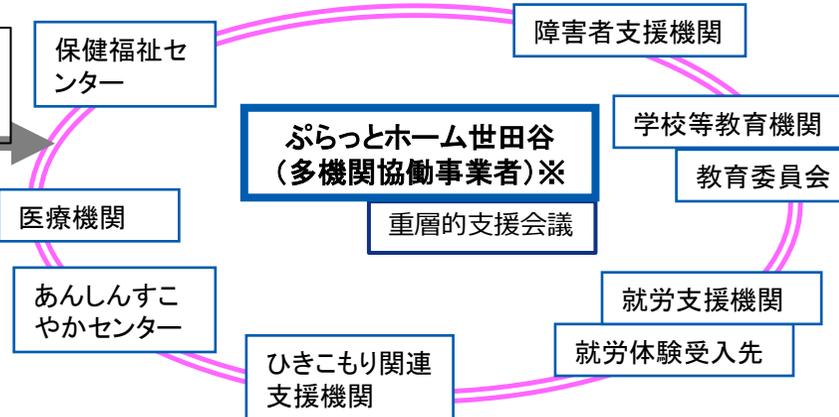
### アウトリーチ等を通じた継続的支援

若者総合支援センターの出張相談拡充等

### 参加支援

ピアサポート事業の機能拡充等

主にひきこもりに関する事例



※ R4年度、自立相談支援機関と若者総合支援センターを同建物に移転し、「(仮称)ひきこもり相談窓口」とする予定。

# 再縁寺

自分らしい生き方・支え合い・地域活性化の循環を生み出す場



ひとり暮らし高齢者、若年無業者、子育てママなど

## 再縁寺

(いつ来ても・誰が来ても・ただ居るだけでも良い場)



わたしの食堂

食べにくる

生活協同組合コープしが

商品を受け取りにくる

色んな人の交流・  
つながる



食堂の運営を担う  
(ひきこもり等)



共創空間

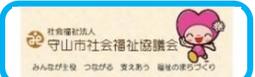
ソーシャルファーム

## 一人ひとりのなりわいづくり

- ・ボランティア活動
- ・プロボノ活動
- ・地域活動(住民組織活動)
- ・コミュニティビジネス等



生活・就労相談



協働

ボランティアグループ・NPO・企業・自治会・農家など

- ・元散髪屋を再利用し、令和3年10月オープン。
- ・主運営者は一般社団法人フードバンクびわ湖。
- ・コミュニティビジネスの手法で運営(本当の食堂です)。
- ・民間事業者がそれぞれの得意分野をもちより、一体的にプロジェクトを実施。

## 一人ひとりはずごい!

- ・「これはできへんけど、これやったらできるんちゃう」
- ・これまでは一人ひとりが地域で、社会で「なりわい」を持つことで、「ちょっとした」支援が自然と行われ、地域も社会も活性化してきた(支え合いの社会)
- ・産業構造の変化、個人主義の進展、少子高齢化など社会の変化  
⇒人と人の関係の希薄化⇒活躍の場の縮小(支えられる人に)



「なりわい」づくりを起点に、自分らしい生き方の実現、「支え合い」の再生・創出、地域資源の活性化といった循環を生み出す  
⇒**地域共生社会の実現**

**再縁寺**とは 地域共生社会の実現に向け、以下の取組を一体的に行う拠点です。

### 1 縁づくり

- 食事や買い物をきっかけに、世代や職業を超えて様々な人が集い、交わり、つながることで、孤立の解消を図ります。

### 2 なりわいづくり

- 地域資源を活かしながら、一人ひとりの「なりわい」を創り出すことによって、自分らしい生き方と元気なまちの創出を図ります。

### 3 暮らしづくり

- 高齢者等の地域生活支援と支援機関につながっていない方を早期に発見し、解決を図ります。

自分らしい  
生き方の実現

感謝  
(対価)

支え合いの  
再生・創出

地域の活性化

# 參考資料

# 令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
滋賀県	御浜町
	長浜市
	守山市
大阪府	米原市
	豊中市
和歌山県	大阪狭山市
鳥取県	和歌山市
島根県	北栄町
	松江市
	大田市
広島県	美郷町
愛媛県	廿日市市
福岡県	宇和島市
大分県	久留米市
	津久見市

# 令和3年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施自治体

※令和3年6月時点の把握状況

北海道	札幌市	栃木県	栃木市	神奈川県	鎌倉市	愛知県	名古屋市	奈良県	奈良市	高知県	高知市		
	釧路市		小山市		藤沢市		豊橋市		桜井市		四万十市		
	京極町		那須塩原市		小田原市		半田市		宇陀市		本山町		
	厚真町		さくら市		茅ヶ崎市		豊川市		三郷町		いの町		
	広尾町		那須烏山市		秦野市		稲沢市		田原本町		中土佐町		
青森県	平内町	群馬県	市貝町	新潟県	村上市	三重県	知多市	和歌山県	高取町	福岡県	福岡市		
	今別町		壬生町		関川村		阿久比町		王寺町		福岡市		
	蓬田村		野木町		富山市		東浦町		吉野町		大牟田市		
	外ヶ浜町		石川県	高根沢町	富山県	高岡市	鳥取県	武豊町	鳥取県	大淀町	佐賀県	八女市	
	鱒ヶ沢町			那珂川町		金沢市		松阪市		川上村		小都市	
	西目屋村			太田市		輪島市		桑名市		橋本市		古賀市	
	藤崎町			館林市		白山市		鈴鹿市		鳥取市		うきは市	
	大鰐町			上野村		能美市		亀山市		米子市		糸島市	
	田舎館村		みなかみ町	野々市市	彦根市	倉吉市	岡垣町						
板柳町	玉村町	越前市	近江八幡市	八頭町	大川町								
岩手県	盛岡市	埼玉県	さいたま市	福井県	美浜町	滋賀県	栗東市	島根県	湯梨浜町	長崎県	佐賀市		
	岩泉町		狭山市		山梨県		甲州市		甲賀市		長崎市		
宮城県	仙台市	埼玉県	草加市	長野県	長野市	京都府	野洲市	岡山県	出雲市	熊本県	五島市		
	涌谷町		日高市		伊那市		高島市		岡山市		佐々町		
秋田県	能代市	千葉県	ふじみ野市	長野県	駒ヶ根市	京都府	東近江市	岡山県	総社市	熊本県	熊本市		
	湯沢市		川島町		飯山市		竜王町		美作市		山鹿市		
	鹿角市		木更津市		下諏訪町		亀岡市		西粟倉村		菊池市		
	由利本荘市		野田市		富士見町		精華町		広島市		合志市		
	井川町		柏市		原村		堺市		呉市		大津町		
山形県	大瀧村	東京都	浦安市	岐阜県	飯綱町	大阪府	枚方市	広島県	竹原市	大分県	菊陽町		
	山形市		中央区		岐阜市		枚方市		尾道市		御船町		
福島県	天童市	東京都	墨田区	岐阜県	大垣市	大阪府	八尾市	山口県	大竹市	大分県	益城町		
	福島市		目黒区		関市		高石市		東広島市		中津市		
	須賀川市		中野区		恵那市		阪南市		宇部市		竹田市		
	川俣町		杉並区		美濃加茂市		熊取町		山口市		杵築市		
茨城県	榎葉町	東京都	豊島区	静岡県	静岡市	兵庫県	太子町	山口県	長門市	宮崎県	九重町		
	土浦市		江戸川区		浜松市		姫路市		美祇市		都城市		
	古河市		立川市		熱海市		明石市		小松島市		延岡市		
	那珂市		三鷹市		伊豆市		芦屋市		高松市		日向市		
	東海村		青梅市		函南町		伊丹市		宇多津町		三股町		
	東京都		調布市	東京都	調布市	静岡県	小山町	兵庫県	加東市	香川県	琴平町	宮崎県	都農町
			小金井市		調布市		吉田町		たつの市		伊予市		門川町
			小平市		小金井市		吉田町		たつの市		愛南町		美郷町
			国分寺市		小平市		吉田町		たつの市		愛南町		高千穂町
			国立市		国分寺市		吉田町		たつの市		愛南町		鹿屋市
狛江市		国立市	吉田町		たつの市	愛南町	中種子町						
多摩市		狛江市	吉田町		たつの市	愛南町	宇検村						
西東京市		多摩市	吉田町		たつの市	愛南町	和泊町						
西東京市		西東京市	吉田町		たつの市	愛南町	和泊町						
西東京市		西東京市	吉田町		たつの市	愛南町	和泊町						

※233自治体

※令和3年度 国庫補助協議状況を踏まえて整理したもの（令和3年6月現在）

# 令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
青森県	鯉ヶ沢町	東京都	八王子市	伊賀市	広島県	廿日市市	
岩手県	盛岡市	神奈川県	立川市	御浜町	山口県	宇部市	
	遠野市		狛江市	長浜市		長門市	
	矢巾町		西東京市	守山市		高松市	
	岩泉町		鎌倉市	甲賀市		さぬき市	
秋田県	能代市	富山県	茅ヶ崎市	野洲市	愛媛県	宇和島市	
	大館市		逗子市	高島市	高知県	高知市	
	湯沢市		富山市	米原市	福岡県	中土佐町	
	由利本荘市		氷見市	竜王町		大牟田市	
山形県	山形市	石川県	金沢市	豊中市		久留米市	
	福島県		福島市	小松市		枚方市	八女市
茨城県	須賀川市	福井県	越前市	高石市	糸島市		
	古河市		坂井市	東大阪市	岡垣町		
栃木県	東海村	山梨県	甲州市	大阪狭山市	佐賀県	佐賀市	
	栃木市	長野県	飯田市	阪南市	熊本県	大津町	
	市貝町		伊那市	太子町	大分県	中津市	
野木町	岐阜市		姫路市	津久見市			
群馬県	太田市	静岡県	関市	尼崎市		竹田市	
	みどり市		函南町	芦屋市		杵築市	
	上野村		岡崎市	加東市	都城市		
埼玉県	玉村町	愛知県	春日井市	三郷町	宮崎県	日向市	
	川越市		豊田市	川上村		三股町	
	狭山市		稲沢市	和歌山市		※134自治体 うちR3重層事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体	
	草加市		東海市	鳥取市			
	越谷市		大府市	米子市			
	桶川市		知多市	智頭町			
	ふじみ野市		豊明市	北栄町			
	鳩山町		長久手市	鳥取県		和歌山県	
	東浦町						

# 令和4年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体（229自治体）

北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	石川県	輪島市	愛知県	名古屋市	鳥取県	倉吉市	熊本県	熊本市
	京極町		川口市		白山市		豊橋市		八頭町		山鹿市
	東川町		行田市		能美市		一宮市		湯梨浜町		菊池市
	斜里町		鴻巣市		野々市市		半田市		琴浦町		天草市
青森県	厚真町	千葉県	北本市	福井県	福井市	岡山県	豊川市	島根県	出雲市	大分県	合志市
	平内町		吉川市		敦賀市		蒲郡市		吉賀町		菊陽町
	今別町		白岡市		鯖江市		犬山市		笠岡市		西原村
	蓬田村		川島町		あわら市		小牧市		総社市		御船町
宮城県	外ヶ浜町	東京都	野田市	山梨県	美浜町	三重県	阿久比町	広島県	新見市	宮崎県	益城町
	西目屋村		浦安市		山梨市		武豊町		西栗倉村		大分市
	藤崎町		中央区		南アルプス市		松阪市		広島市		由布市
	大鱈町		品川区		長野市		鈴鹿市		竹原市		九重町
秋田県	田舎館村	長野県	目黒区	滋賀県	岡谷市	山口県	紀宝町	徳島県	尾道市	鹿児島県	延岡市
	板柳町		大田区		駒ヶ根市		彦根市		福山市		小林市
	仙台市		杉並区		飯山市		近江八幡市		大竹市		高鍋町
	涌谷町		豊島区		小海町		栗東市		府中町		都農町
山形県	鹿角市	岐阜県	江戸川区	京都府	下諏訪町	愛媛県	湖南市	香川県	坂町	沖縄県	門川町
	大仙市		三鷹市		富士見町		東近江市		下関市		美郷町
	井川町		青梅市		原村		豊郷町		山口市		高千穂町
	大湯村		調布市		飯島町		亀岡市		美祢市		鹿兒島市
福島県	鶴岡市	静岡県	町田市	大阪府	中川村	高知県	長岡京市	福岡県	小松島市	佐賀県	鹿屋市
	天童市		小金井市		泰阜村		精華町		丸亀市		霧島市
	遊佐町		小平市		飯綱町		大阪市		四国中央市		志布志市
	いわき市		日野市		大垣市		堺市		愛南町		中種子町
茨城県	川俣町	神奈川県	日野市	兵庫県	大垣市	長崎県	河内長野市	佐賀県	四万十市	長崎県	大和村
	榑葉町		国分寺市		恵那市		八尾市		本山町		宇檢村
	土浦市		国立市		美濃加茂市		河内長野市		いの町		和泊町
	那珂市		多摩市		坂祝町		熊取町		黒潮町		知名町
栃木県	那珂市	新潟県	相模原市	奈良県	静岡市	福岡県	千早赤阪村	佐賀県	福岡市	長崎県	糸満市
	小山市		藤沢市		浜松市		明石市		福岡市		沖縄市
	那須塩原市		小田原市		熱海市		伊丹市		大川市		
	さくら市		秦野市		藤枝市		西脇市		小都市		
群馬県	那須烏山市	富山県	厚木市	奈良県	藤枝市	佐賀県	川西市	長崎県	宗像市	長崎県	
	千生町		新潟市		御殿場市		小野市		古賀市		
	高根沢町		三条市		伊豆市		たつの市		うきは市		
	那珂川町		柏崎市		小山町		奈良市		大刀洗町		
群馬県	沼田町	富山県	見附市	奈良県	吉田町	長崎県	奈良市	長崎県	大木町	長崎県	
	高山村		村上市		伊豆市		宇陀市		長崎市		
	みなかみ町		関川村		小山市		田原本町		五島市		
	明和町		高岡市		吉田町		高取町		西海市		
群馬県	千代田町	富山県		奈良県		長崎県	明日香村	長崎県	佐々町	長崎県	
	大泉町						王寺町				
							吉野町				
							大淀町				

※229自治体  
うちR3移行準備事業  
146自治体  
うちモデル事業実施  
114自治体

# 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和4年度予算案  
261億円  
(令和3年度予算:116億円)

## 【重層的支援体制整備事業】令和4年度予算案：232億円（令和3年度予算：76億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

## 【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和4年度予算案：29億円（令和3年度予算：40億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

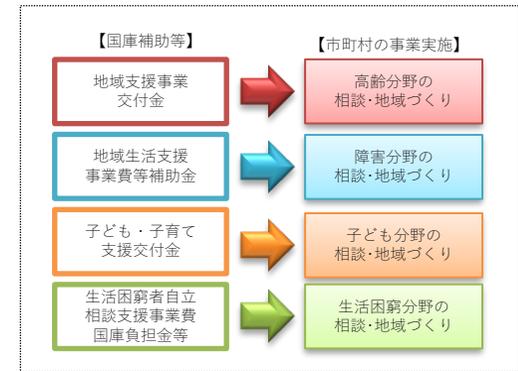
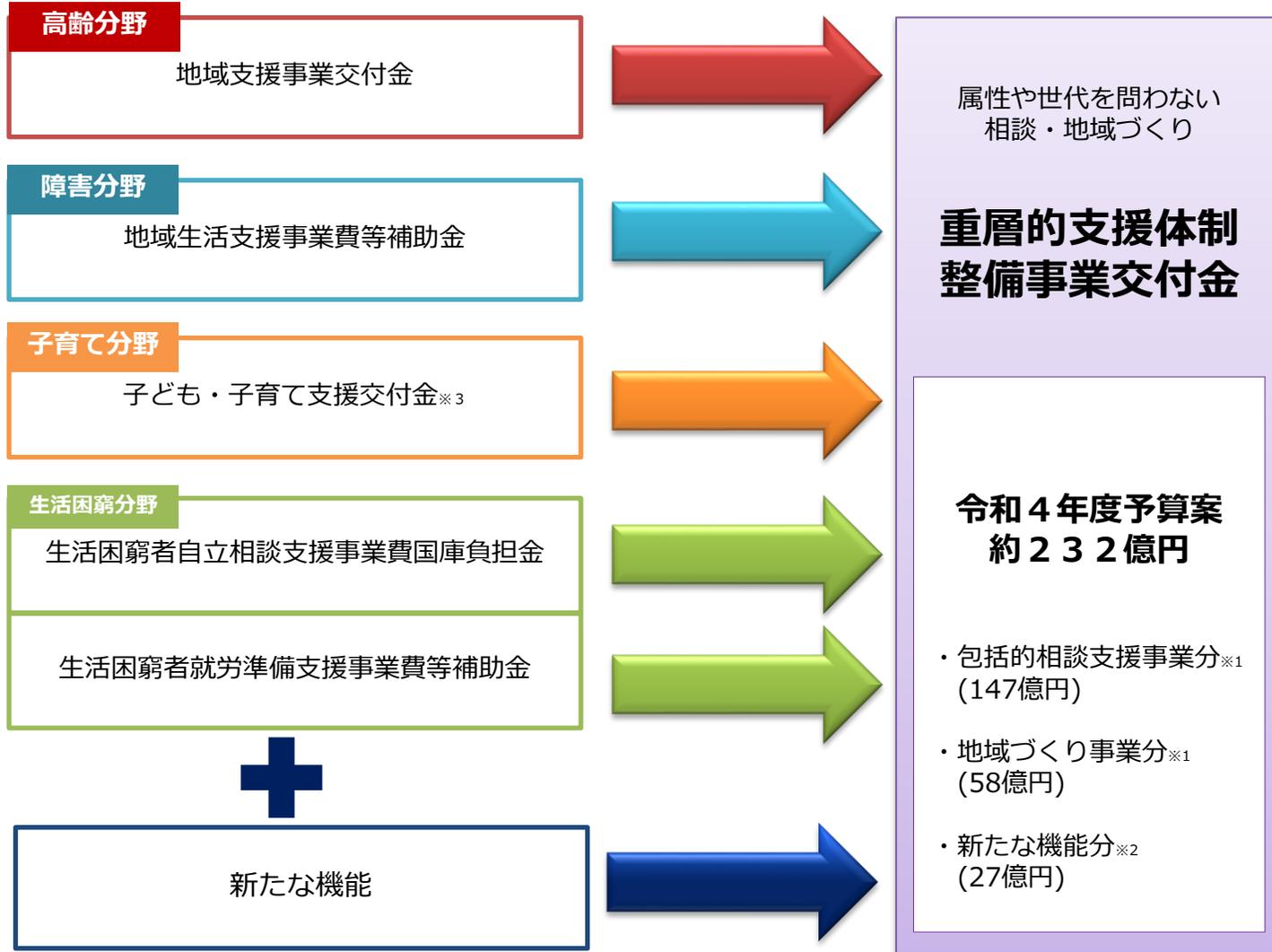
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

# 重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



- <※1 既存事業について>
- 包括的相談支援事業
    - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
    - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
    - ・子育て（利用者支援事業）
    - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）
  - 地域づくり事業
    - ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
    - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
    - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
    - ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）
- <※2 新たな機能について>
- ・多機関協働事業
  - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
  - ・参加支援事業
- <※3 子育て分野の予算計上について>
- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
  - ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

# 地域共生社会のポータルサイト

- 令和3年4月1日に地域共生社会のポータルサイトを新規オープン  
➤ <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>
- 重層的支援体制整備事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する**各種通知**や**全国各地の取組事例**等を掲載。今後、関連情報を順次掲載し、内容を充実させていく



令和3年度 重層的支援体制整備事業に係る人材養成研修(国研修)

<https://jmar-form.jp/jusoshien-semdat.html>

動画及び資料を掲載しています。(令和4年3月まで)